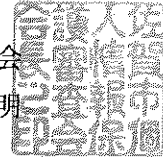


答 申 第 1 5 1 号

令和元年12月6日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、令和元年11月28日付け佐市企政第246号により諮問がありました「市の金銭債権に係る滞納者情報の部署間相互利用について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

ただし、個人の権利利益の保護を図るため、次の点に配慮した取り扱いとするよう求めます。

#### 記

相互利用を行う個人情報の取扱いについては、条例の趣旨に則り、必要最小限とする等慎重を期し、市民の権利を不当に侵害することがないように、十分に配慮すること。

相互利用に関する事務取扱要領等を定めたときは、本審査会へ報告すること。